

# お茶の水女子大学における内部統制システム推進体制のイメージ (R5.10時点)

## ◎「内部統制システム」の定義（国立大学法人お茶の水女子大学業務方法書第2条）

→ 役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制。

